

平成 26 年度平塚市子ども・子育て会議（第 3 回） 会議概要

日時：平成 26 年 7 月 24 日（木） 15:30～17:11

場所：平塚市教育会館 2 階 中会議室

1 議事

(1) 子ども・子育て支援新制度に係る基準を定める条例（案）について

ア パブリックコメント実施結果の概要について

事務局が「子ども・子育て支援新制度に係るパブリックコメントを 6 月 6 日から 7 月 8 日まで行ったが、パブリックコメントで提出された御意見と、それに対する市の考え方の案をとりまとめたので、概要を御説明させていただきたい。」と発言し、「資料 1 意見一覧表（パブリックコメント）」に基づき、説明した。

※今年 5 月 23 日の第 1 回子ども・子育て会議における説明資料「子ども・子育て支援新制度に係る基準(案)」も参考資料として配付。(資料 1 の左端の欄に記載されているページとは、この基準(案)に記載のページ)

※事務局説明の中で、「今回、平塚市でつくった基準(案)を変えるという御意見はなかったため、基本的にはパブリックコメントでお示した基準(案)で条例を策定することで進めたい。また、今後市の考え方を記載したものを、パブリックコメントを行った場所に配架し、市民に周知することを考えている。」と今後の方針についての説明も行った。

【質疑応答は次のとおり】

委員：市の考え方をもう一度お知らせし、この案について意見を求めるということか。

事務局：どうしてもというようなところがあれば、検討しなければいけないが、基本的には市の考え方としては、この案でと考えている。

委員：103 件の意見があったとのことだが、資料 1 には主なものが記載されているということか。

事務局：資料 1 の御意見の欄に「※同様の意見有」と記載されているものについては複数の意見を集約しているものである。

イ 平塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

ウ 平塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）

エ 平塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

以上 3 件について、事務局が一括して説明した。

イについては資料 2-1、2-2 により全体の概要と実際の条例の文案(市独自の基準の部分)を説明、ウについては資料 3-1、3-2 により全体の概要と過料の部分の説明、エについては資料 4-1、4-2 により全体の概要と市独自の基準の部分の説明した。

なお、補足の説明として、今後の条例化の時点では、内容は基本的には変わらないが、言い回し等が多少変更の可能性があること、また、支給認定については国から省令、基準案が示されておらず、必ずしも条例化の必要はないとの国からの提示もあったので、9 月議会では条例化は行わないが、今後の国の動向等を踏まえて 12 月もしくは 3 月で条例化を検討したいとの説明があった。

【質疑応答は次のとおり】

委 員：9 ページに平塚市特定教育・保育施設及び特定地域型、そしてその下に表がある。これに関して利用定員等、1 つ 1 つについての条例制定はしないのか。

事務局：今回条例化するのは、市の方で施設の確認をしますとか利用定員を定めますとか、そういう部分になる。おっしゃっているのは支給認定に係る部分ではないかと思うが、それについて条例で定めるか規則で定めるかを今、検討している。今回は施設の運営に関するものであり、募集等に今のところ大きくかかわるものではないと思う。今後情報提供は随時事業者の方にしていきたい。ただし、条例にするか規則にするかの判断材料が国からは情報として来ていない。

委 員：資料 2-1 の保育所等との連携について定めるという第 7 条のところだが、小規模保育事業や事業所型について、対象は 0～2 歳だけなので、3 歳になったときの受け入れ先について非常に心配している。優先的に入所させるなどの方策がとれるような情報がないものか。

事務局：連携施設の確保であるが、現状でも 0～2 歳のお子さんが年齢が上がったときに、保育所に入れるかどうかというのは、待機児童がある現状なので、難しいということはある。解消策としては施設整備や施設形態の変更なども施設に検討いただくということもある。その辺についてどういった配慮ができるかわからないが、なるべくスムーズにいくようにしたいとは考えている。

委 員：小規模保育事業の C 型のところが、0～2 歳児の職員数が 3 対 1 ということで、ぜひ平塚市に上乘せしてもらいたいという御意見もあったかと思うが、再度そのことを検討していただけないか。

事務局：条例の中できっちり何人以上と定めるのは難しいと思うが、例えば人を多く配置したときに多く補助金が出るというような仕組みをつくって

対応していくことは考えられるかと思う。補助金を使っただけのそのような誘導は考えられるかと思うが、財政上の制約もある。

委員：家庭的保育者に必要な研修とは具体的にはどんなものなのか。

事務局：研修内容には触れられていないが、現状の家庭的保育に従事するために、こういう研修をなささいというものがあるので、それに準拠されることと想定している。

委員：議題のイとウとエの該当者は何人くらいいるのか。

事務局：エの放課後児童健全育成事業については、前回の資料でもグラフにしてお配りしたとおりの数字である。ただ、イとウに関してはアンケート調査の中から数字は出てこない。幼稚園、認定こども園、保育所には、どういうサービスを希望しますかという設問があるが、地域型の保育事業についてはアンケート調査の中で項目としてはないので数字が出てこない。

委員：条例を定めるには根拠が必要と考えるが。

事務局：国は、ここの部分は市町村で担ってくださいというふうな言い方をされていて、ニーズ云々はともかくとして制度だけはいくらでもつくれない、結果的に小規模保育施設、家庭的保育事業について、希望する利用者、事業者がいなくても制度化しなさいというのが国の考え方である。この辺のニーズは見えていない部分があるが、制度としてはつくらざると得ない。また、保育園と幼稚園のニーズ量と供給量をこれから皆様方に御提案しなければいけないが、それで足りてしまえば必要なくなってしまうということもあると思う。例えば1号認定、2号認定、3号認定の人数が、幼稚園と保育所と認定こども園でまかなえるということになると、地域型保育施設のニーズというのは出てこないと考える。

委員：理想的にはその状況がいいわけだが、そうでない場合について、それらのものについて、ある程度一定の基準で決めておかないといけないので、ここを押さえておくということか。

事務局：そういうことである。

委員：これまでも、こういうものについては規則があったのか。

事務局：認可外の保育施設に関する取り決めはあったが、小規模に関しては取り決めがなかったもので、新しい制度に移行するに当たって条例をつくらせていただくということである。小規模をやるときには市が認めることが必要になってくることになる。待機児童対策のために、認可施設が足りないので、一定のレベルであれば新制度では地域型保育事業として施設型給付の中に入れましょうということで、国や県が認可するのではなく市町村が独自にやりなさい、そのためには条例をつくらなさいという

ことで条例化する。

委員：基準に合わなければ認可しないが、ただ、事業を希望する人がいても、施設が足りていれば事業はできませんという話になるのか。

事務局：国からは、供給過剰になっていたとしても、新制度を来年から円滑に施行するに当たっては、希望があるところを断る理由はないと言われている。その後の経営面は事業者の責任ということになるが、受け皿的には供給過剰だったとしても、当面は認可をおろしていくことになる。ただ、平塚市の場合には、窓口で、認可外でもどこでもいいから入れたいという声はほとんどないので、マーケットとして成り立たなければ、やりたいという事業者がいるかどうかはわからない状況である。

※ その他として、平成29年度に開設予定のみなと認定こども園について、カリキュラムの検討状況等についても質疑応答があった。

※ 本日の議題について委員から意見がある場合は、7月28日(月)午前中までに事務局まで伝えてもらうこととした。

(2) その他(「量の見込み」「確保方策」の県への一次報告について)

事務局より「7月4日の子ども・子育て会議で、量の見込みについて、補正案を含め現状での検討状況について説明した。現在もまだ検討中で、皆様にお示しできるものにはなっていないが、県から8月8日までに量の見込みと確保方策について第一次報告をしてほしいとの連絡が来ている。国への中間報告を9月とお伝えしたが、その前段としての数字が欲しいとのことである。現状では検討中なので、確定した数字ではないことを御理解いただき、委員の皆さんには郵送等で県への送付資料をお配りした上で、8月下旬あたりに子ども・子育て会議を開催して、御意見を伺いたいと思っている。また、その際、前回の会議で子ども・子育て支援事業計画の骨子案をお示ししたが、それにもう少し肉付けをした計画素案をお示しし、御意見を伺いたい。」と説明があった。

出席者：落合委員、黒田委員、酒井委員、中村委員、鷲尾委員、山口委員、長谷川委員、白勢委員、野坂委員、山岸委員、市川委員、田中委員、石川委員、太田委員、山栴委員、重徳委員

欠席者：三石委員、吉野委員、島崎委員

傍聴者：なし

事務局：健康・こども部長、保育課長、青少年課長、教育総務課長、保育課6名、青少年課3名、教育総務課2名

以上